

(写)

芦市保第3200号  
令和5年11月9日

芦屋市国民健康保険運営協議会会長 木村 真 様

芦屋市長 高島 峻輔



芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。

記

1 諮問の内容

兵庫県が定める「兵庫県国民健康保険運営方針」及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に基づき、兵庫県下の各市町の国民健康保険料水準の統一に向けた取り組みが進められていることに伴い、本市の国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額それぞれの賦課総額に対する按分割合を次のとおりにする。

	諮問案			現 行		
	所得割	被保険者 均等割	世帯別平 等割	所得割	被保険者 均等割	世帯別平 等割
基礎賦課額	54/100	33/100	13/100	52/100	34/100	14/100
後期高齢者支援 金等賦課額						
介護納付金賦課 額						

2 適用

令和6年度の国民健康保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の国民健康保険料については、従前の按分割合とする。

以 上

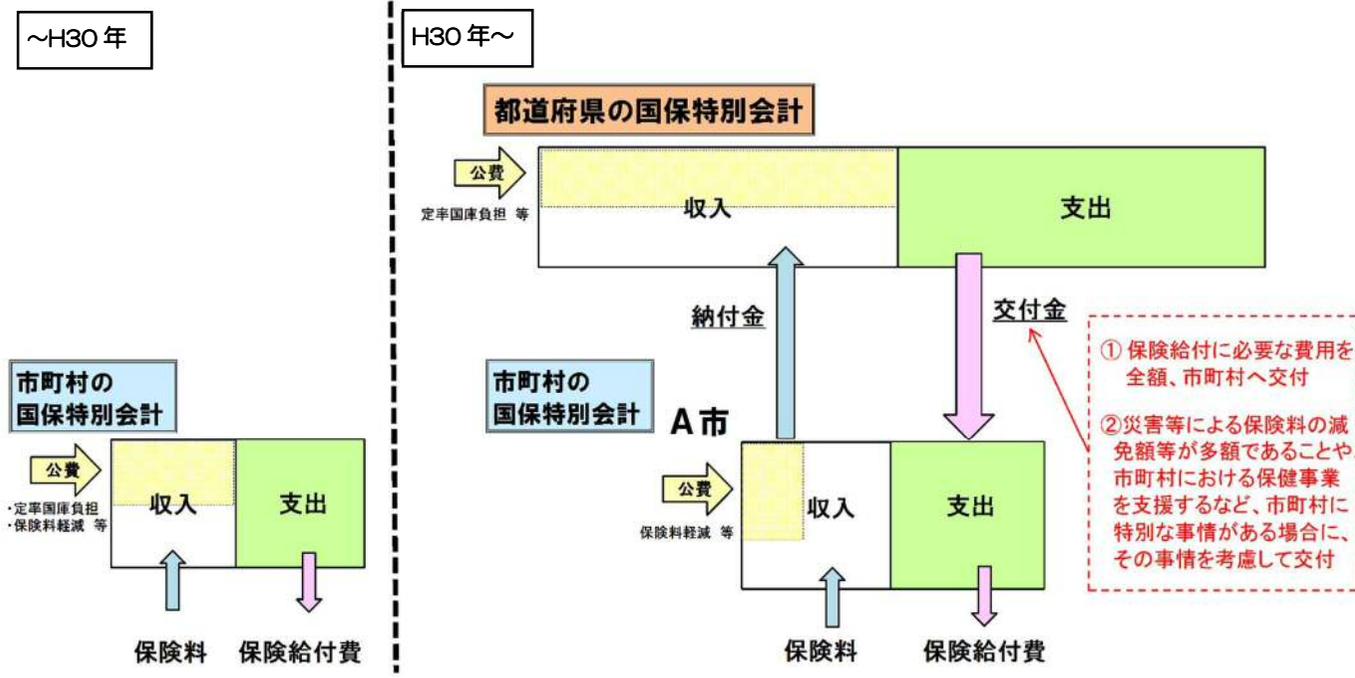
国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の  
賦課総額に対する按分割合（賦課割合）の改正について

1 国民健康保険制度

(1) 平成30年の制度改正後の財政の仕組み

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。  
※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。  
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

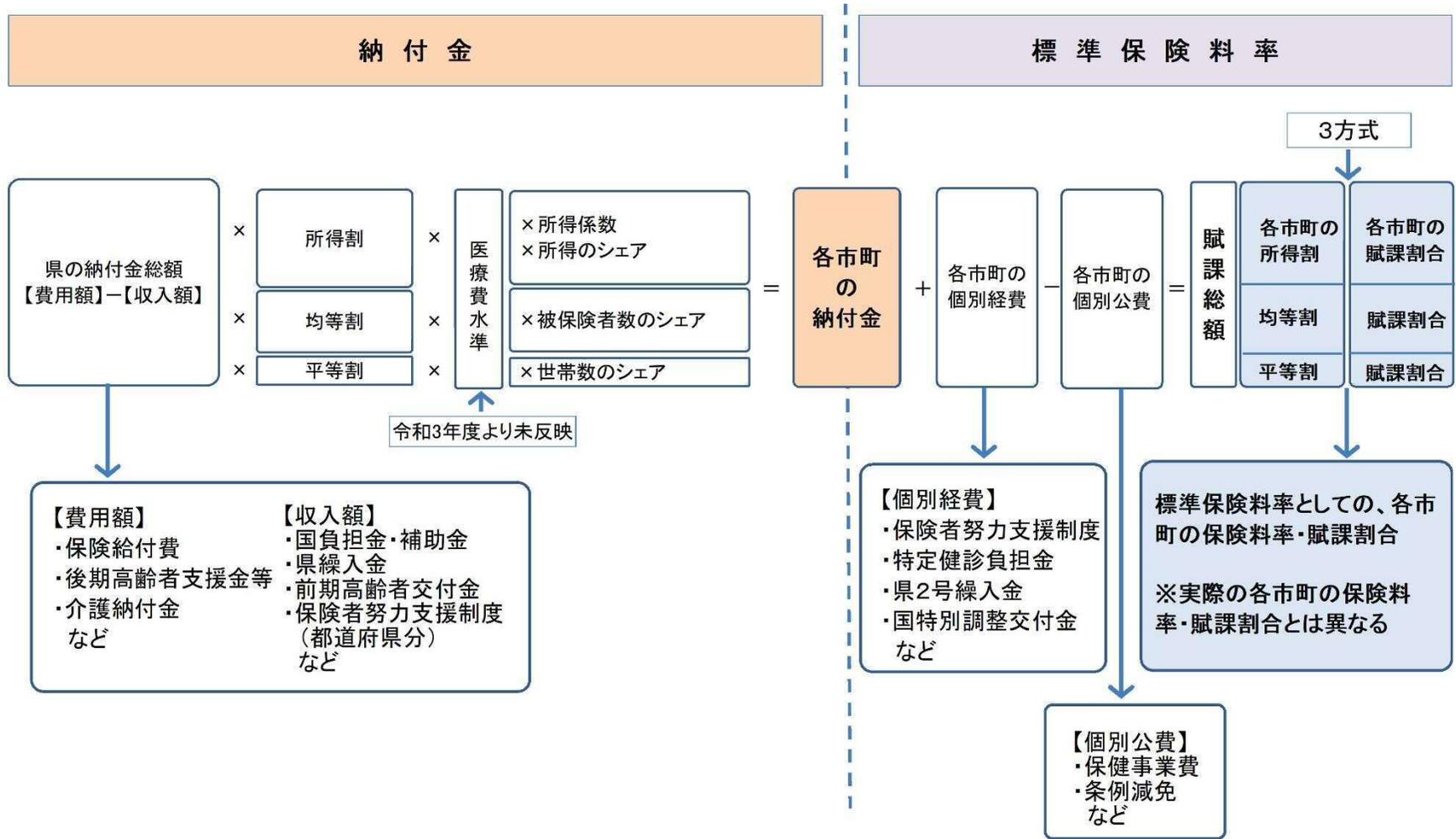


1 国民健康保険制度（つづき）

(2) 納付金・標準保険料率の算定

**兵庫県**にて下記のとおり算定 ⇒ 兵庫県より各市町に納付金の金額と標準保険料率を通知

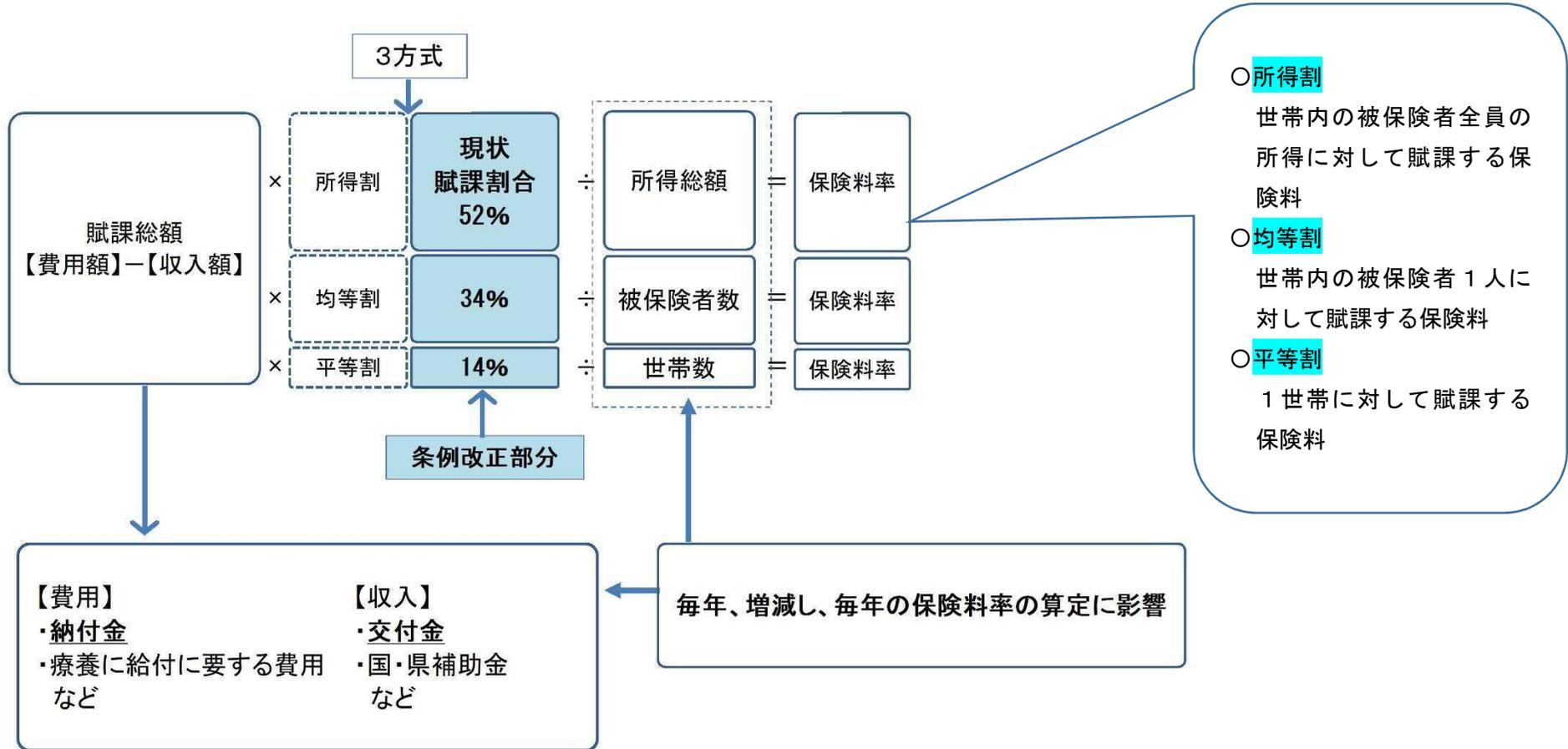
※標準保険料率・・・各市町が、県に納付金を納めるのに必要な保険料収入を確保するための参考料率



1 国民健康保険制度（つづき）  
 (3) 芦屋市の保険料率の算定

芦屋市にて、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額それぞれ、下記のとおり算出  
 ※芦屋市の保険料＝基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の合計額

芦屋市の保険料算定



## 2 国の動向

## 保険料水準の統一に向けた課題

- 国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指すこととしている。
- 各都道府県における保険料水準の統一に向けた課題は次のとおり。

### ① 医療費水準に関する課題

- ・ 将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保
- ・ 医療費水準の平準化・均てん化

納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させないことにより、保険料水準を統一することが可能。ただし、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要。また、納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させない場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、今後検討が必要。

### ② 保険料算定方法に関する課題

- ・ 保険料算定方式の統一化
- ・ 賦課割合の統一化

都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論が必要。

### ③ 各市町村の取組に関する課題

- ・ 将来にわたる保険料収納率向上インセンティブの確保
- ・ 保健事業費等の基準額の統一化
- ・ 地方単独事業の整理
- ・ 市町村事務の広域化、標準化、効率化

保健事業費や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など、市町村が個別に政策的に取り組んでいるものの統一化について、議論が必要。また、市町村ごとの保険料収納率の差をどのように扱うかについても整理が必要

51

【引用元】厚生労働省「(R4) 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」資料

### 3 兵庫県の動向

平成30年1月に「兵庫県国民健康保険運営方針」を策定し、令和4年1月にその方針を補完する「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を策定。

#### 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」抜粋

##### 基本方針

- 保険料水準の統一時期については、下記のとおりとする。
  - ・標準保険料率の統一：令和9年度  
(各市町の標準保険料率への移行目安時期)
  - ・保険料率の完全統一：原則令和12年度※  
(標準保険料率への全市町移行完了)
- ※ 市町の努力を持ってしてもなお解消しがたい相互扶助の影響や災害の発生等により、やむを得ず令和12年度の完全統一が困難な場合にあっては、特例的に移行期間の延長を行うことがある。
- 負担面（保険料水準の統一）と給付面（サービス水準の統一）の平準化は同時並行で進めていく。
- サービス水準の完全な統一には時間を要することが考えられ、保険料の統一後も引き続きサービスの標準化（事務の統一）を進めていく。
- 被保険者の保険料負担が急激な上昇とならないよう計画的・段階的に保険料を調整できる期間が必要であるため、個別公費・経費の相互扶助については、令和5年度から5年間かけて段階的に進める。
- 相互扶助の影響により保険料の急激な上昇が見込まれる市町に対しては、保険料の上昇幅が抑えられるよう、県の基金を活用した支援策を実施する。

##### (2) 保険料算定方式

- 令和6年度から所得割・均等割・平等割を3方式に統一
- 令和3年度から賦課限度額を標準的な賦課限度額に統一
  - 残すところ南あわじ市と豊岡市のみが4方式であり、両市とも令和6年度に3方式となる予定。
  - 賦課限度額は令和3年度に統一が果たされている。今後、賦課限度額が改定された場合も、引き続き当年度の保険料算定から改定後の賦課限度額が適用できるよう、必要な対応を行う。

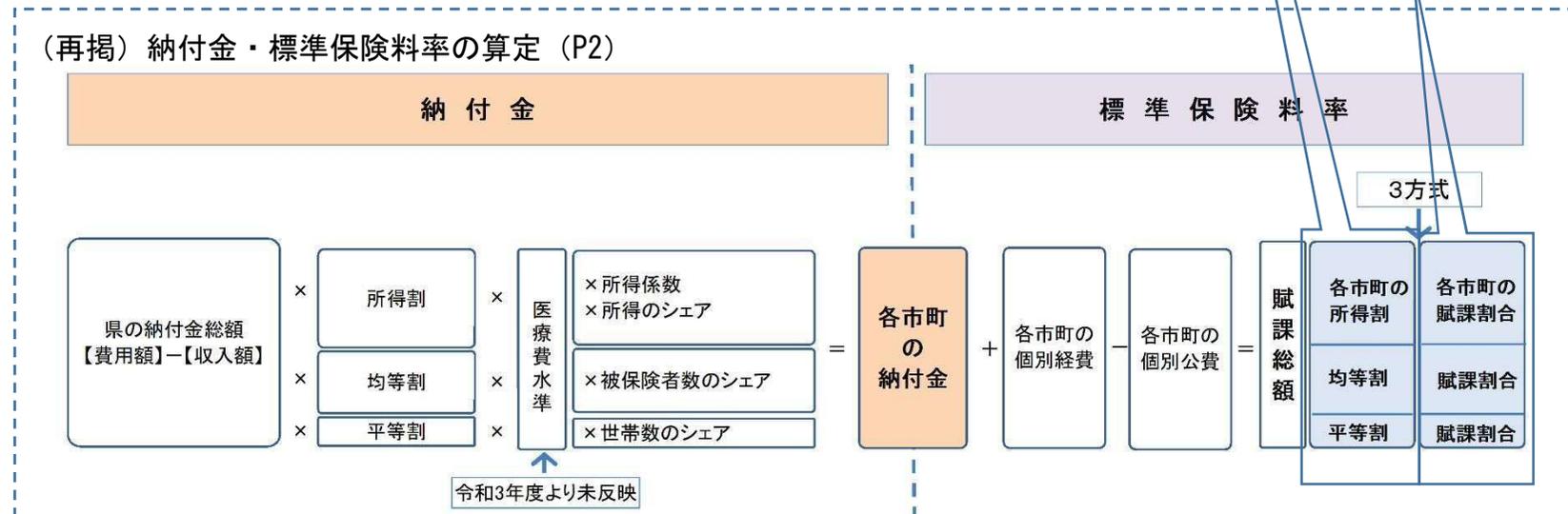
##### (3) 応能・応益割合

- 市町村標準保険料率算定に用いる応能・応益割合へ統一する
  - 応能・応益割合については、保険料水準を完全統一することにより自動的に統一が図られることから、保険料水準統一の時期に合わせ、令和9年度までの統一を目指し、少なくとも令和12年度までに統一を行うこととする。
  - なお、市町村標準保険料率算定に用いる応能・応益割合と現在市町が設定している応能・応益割合とで乖離がある市町も多く、一度に変更すると被保険者の保険料負担の影響も大きくなることが考えられるため、段階的・計画的に近づけていく必要がある。

3 兵庫県の動向（つづき）

【現行の芦屋市の制度と保険料水準の統一後の制度との比較】

	【現行】 芦屋市の保険料算定制度	【令和9年度～】 保険料水準の統一後
算定方式	3方式（所得割・均等割・平等割）	3方式（所得割・均等割・平等割）
保険料率	芦屋市で算定した保険料率	県から示される標準保険料率 <b>【現時点】未定</b>
賦課割合	芦屋市国民健康保険条例で定められている賦課割合  【現行】 所得割 5.2%・均等割 3.4%・平等割 1.4%	県から示される標準保険料率の賦課割合（条例改正事項）  <b>【現時点】未定</b>  ※参考 【芦屋市の令和5年度標準保険料率の賦課割合】 所得割 約5.6%・均等割 約3.1%・平等割 約1.3%



4 改正内容

(1) 概要

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額それぞれの賦課総額に対する按分割合を次のとおりにする。

	改正案			現 行		
	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
基礎賦課額	54/100	33/100	13/100	52/100	34/100	14/100
後期高齢者支援金等賦課額						
介護納付金賦課額						

(2) 統一に向けた芦屋市の動き

時 期	内 容	詳 細
令和6年3月	賦課割合の改正	急激な保険料額の増減が発生しないよう、段階的な賦課割合の改正
令和9年3月まで	賦課割合の改正	保険料水準の統一後の賦課割合の改正

4 改正内容（つづき）

(3) 賦課割合改正に伴う保険料額への影響

- 所得割の賦課割合の増加 → **所得のある世帯の所得割額の増加**  
※すでに賦課限度額を超えている場合は**影響なし**
- 均等割・平等割の賦課割合の減少 → **すべての世帯の均等割額・平等割額の減少**  
※被保険者の多い世帯ほど**均等割額は減少**

【参 考】

芦屋市の国民健康保険料額

基礎賦課額

所得割額+均等割額+平等割額

後期高齢者支援金等賦課額

所得割額+均等割額+平等割額

介護納付金賦課額

所得割額+均等割額+平等割額

- 所得割額…世帯内の被保険者全員の所得に対して賦課する額
- 均等割額…世帯内の被保険者1人に対して賦課する額
- 平等割額…1世帯に対して賦課する額

【 参 考 資 料 】

① 芦屋市の令和5年度の保険料算定を、改正案・保険料水準統一後の賦課割合で行った場合の保険料率

※記載の保険料率はあくまで試算料率です。

		令和5年度 (賦課割合52:34:14)		改正案 (賦課割合54:33:13)		保険料水準統一後(※) (賦課割合56:31:13)	
		料率		料率	R5年度との差	料率	R5年度との差
基礎賦課額	所得割	7.8%		8.3%	+0.5%	8.6%	+0.8%
	均等割	33,720円		32,640円	-1,080円	31,200円	-2,520円
	平等割	21,900円		19,800円	-2,100円	19,800円	-2,100円
後期高齢者支援金等 賦課額	所得割	3.1%		3.2%	+0.1%	3.3%	+0.2%
	均等割	11,640円		11,520円	-120円	11,160円	-480円
	平等割	7,920円		7,440円	-480円	7,440円	-480円
介護納付金賦課額	所得割	3.0%		3.3%	+0.3%	3.4%	+0.4%
	均等割	13,200円		12,960円	-240円	12,240円	-960円
	平等割	6,360円		5,880円	-480円	5,880円	-480円

(※)R5年度現在での統一後賦課割合

② モデル世帯の保険料年額の試算

各モデル世帯別で、①で算定した改正案・保険料水準統一後の賦課割合で行った場合の保険料率で保険料年額を計算

【1人世帯（40歳代）】 ⇒ 40歳以上の1人世帯数 8,760（全世帯数に対する割合 61.83%）

40歳以上 世帯数	所得額 (収入額)	軽減・限度額	R5年度 (賦課割合52:34:14)			改正案 (賦課割合54:33:13)			統一後(※) (賦課割合56:31:13)			
			所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	
			基礎	7.8%	33,720円	21,900円	8.3%	32,640円	19,800円	8.6%	31,200円	19,800円
			後期高齢者支援金	3.1%	11,640円	7,920円	3.2%	11,520円	7,440円	3.3%	11,160円	7,440円
			介護納付金	3.0%	13,200円	6,360円	3.3%	12,960円	5,880円	3.4%	12,240円	5,880円
	所得額 (収入額)	軽減・限度額	保険料年額			保険料年額	R5年度との差	R5年度からの 増減率	保険料年額	R5年度との差	R5年度からの 増減率	
2,181	0万円	7割軽減	28,400円	-	-	27,060円	-1,340円	95.3%	26,310円	-2,090円	92.6%	
562	30万円 (85万円)	5割軽減	28,400円	-	-	27,060円	-1,340円	95.3%	26,310円	-2,090円	92.6%	
444	50万円 (105万円)	5割軽減	57,100円	-	-	55,480円	-1,620円	97.2%	54,570円	-2,530円	95.6%	
387	70万円 (125万円)	5割軽減	84,900円	-	-	85,080円	+180円	100.2%	85,170円	+270円	100.3%	
531	72万円 (127万円)	5割軽減上限	87,680円	-	-	88,040円	+360円	100.4%	88,230円	+550円	100.6%	
	96.5万円 (151.5万円)	2割軽減上限	150,140円	-	-	151,350円	+1,210円	100.8%	152,020円	+1,880円	101.3%	
1,757	100万円 (155万円)		173,970円	-	-	174,600円	+630円	100.4%	174,930円	+960円	100.6%	
	200万円 (297.5万円)		312,970円	-	-	322,600円	+9,630円	103.1%	327,930円	+14,960円	104.8%	
899	300万円 (430万円)		451,970円	-	-	470,600円	+18,630円	104.1%	480,930円	+28,960円	106.4%	
517	400万円 (555.2万円)		591,100円	-	-	618,740円	+27,640円	104.7%	634,070円	+42,970円	107.3%	
301	500万円 (677.8万円)		729,970円	-	-	766,600円	+36,630円	105.0%	783,430円	+53,460円	107.3%	
208	600万円 (788.9万円)		852,310円	-	-	881,950円	+29,640円	103.5%	902,430円	+50,120円	105.9%	
120	739.6万円 (934.6万円)	統一後 限度額超	988,960円	-	-	1,020,610円	+31,650円	103.2%	1,040,000円	+51,040円	105.2%	
	763万円 (958万円)	改正案 限度額超	1,007,220円	-	-	1,040,000円	+32,780円	103.3%	1,040,000円	+32,780円	103.3%	
96	805.1万円 (1000.1万円)	R5年 限度額超	1,040,000円	-	-	1,040,000円	0	100.0%	1,040,000円	0	100.0%	

(※) 令和5年度時点での賦課割合による保険料率

② モデル世帯の保険料年額の試算（つづき）

【2人世帯（40歳代夫婦）】

【参考】世帯主が40歳以上の2人世帯数 3,015（全世帯数に対する割合 21.28%）

40歳以上 世帯数	所得額 (収入額)	軽減・限度額	R5年度 (賦課割合52:34:14)			改正案 (賦課割合54:33:13)			統一後(※) (賦課割合56:31:13)			
			所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	
			基礎	7.8%	33,720円	21,900円	8.3%	32,640円	19,800円	8.6%	31,200円	19,800円
			後期高齢者支援金	3.1%	11,640円	7,920円	3.2%	11,520円	7,440円	3.3%	11,160円	7,440円
			介護納付金	3.0%	13,200円	6,360円	3.3%	12,960円	5,880円	3.4%	12,240円	5,880円
	所得額 (収入額)	軽減・限度額	R5年度 保険料年額			改正案 保険料年額 R5年度との差 R5年度からの増減率			統一後(※) 保険料年額 R5年度との差 R5年度からの増減率			
328	0万円	7割軽減	45,980円	-	-	44,200円	-1,780円	96.1%	42,680円	-3,300円	92.8%	
137	30万円 (85万円)	5割軽減	45,980円	-	-	44,200円	-1,780円	96.1%	42,680円	-3,300円	92.8%	
134	50万円 (105万円)	5割軽減	86,380円	-	-	84,040円	-2,340円	97.3%	81,870円	-4,510円	94.8%	
115	70万円 (125万円)	5割軽減	114,180円	-	-	113,640円	-540円	99.5%	112,470円	-1,710円	98.5%	
198	100万円 (155万円)	5割軽減	155,880円	-	-	158,040円	+2,160円	101.4%	158,370円	+2,490円	101.6%	
810	101万円 (156万円)	5割軽減上限	157,270円	-	-	159,520円	+2,250円	101.4%	159,900円	+2,630円	101.7%	
	149.9万円 (225.9万円)	2割軽減上限	271,210円	-	-	276,090円	+4,880円	101.8%	277,400円	+6,190円	102.3%	
460	200万円 (297.5万円)		371,530円	-	-	379,720円	+8,190円	102.2%	382,530円	+11,000円	103.0%	
	300万円 (430万円)		510,530円	-	-	527,720円	+17,190円	103.4%	535,530円	+25,000円	104.9%	
261	400万円 (555.2万円)		649,660円	-	-	675,860円	+26,200円	104.0%	688,670円	+39,010円	106.0%	
158	500万円 (677.8万円)		788,530円	-	-	811,110円	+22,580円	102.9%	825,790円	+37,260円	104.7%	
75	600万円 (788.9万円)		897,670円	-	-	926,110円	+28,440円	103.2%	944,790円	+47,120円	105.2%	
41	703.3万円 (898.3万円)	統一後 限度額超	994,370円	-	-	1,023,120円	+28,750円	102.9%	1,040,000円	+45,630円	104.6%	
	723.7万円 (918.7万円)	改正案 限度額超	1,010,280円	-	-	1,040,000円	+29,720円	102.9%	1,040,000円	+29,720円	102.9%	
	761.9万円 (956.9万円)	R5年 限度額超	1,040,000円	-	-	1,040,000円	0	100.0%	1,040,000円	0	100.0%	

(※) 令和5年度時点での賦課割合による保険料率

② モデル世帯の保険料年額の試算（つづき）

【3人世帯（40歳代夫婦＋子1人（就学児以上39歳以下））】

【参考】 世帯主が40歳以上の3人世帯数 623（全世帯数に対する割合 4.40%）

40歳以上 世帯数	R5年度 (賦課割合52:34:14)			改正案 (賦課割合54:33:13)			統一後(※) (賦課割合56:31:13)					
	所得額 (収入額)	軽減・限度額	保険料年額	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割			
				7.8%	33,720円	21,900円	8.3%	32,640円	19,800円	8.6%	31,200円	19,800円
				3.1%	11,640円	7,920円	3.2%	11,520円	7,440円	3.3%	11,160円	7,440円
				3.0%	13,200円	6,360円	3.3%	12,960円	5,880円	3.4%	12,240円	5,880円
	所得額 (収入額)	軽減・限度額	保険料年額	保険料年額	R5年度との差	R5年度からの増減率	保険料年額	R5年度との差	R5年度からの増減率			
98	0万円	7割軽減	59,580円	59,580円	-2,130円	96.4%	55,390円	-4,190円	93.0%			
36	30万円 (85万円)	5割軽減	59,580円	59,580円	-2,130円	96.4%	55,390円	-4,190円	93.0%			
29	50万円 (105万円)	5割軽減	109,060円	109,060円	-2,940円	97.3%	103,050円	-6,010円	94.5%			
20	70万円 (125万円)	5割軽減	136,860円	136,860円	-1,140円	99.2%	133,650円	-3,210円	97.7%			
39	100万円 (155万円)	5割軽減	178,560円	178,560円	+1,560円	100.9%	179,550円	+990円	100.6%			
118	129万円 (197万円)	5割軽減上限	219,830円	219,830円	+4,240円	101.9%	224,980円	+5,150円	102.3%			
	200万円 (297.2万円)	2割軽減	377,140円	377,140円	+8,430円	102.2%	387,940円	+10,800円	102.9%			
86	202万円 (300万円)	2割軽減上限	379,920円	379,920円	+8,610円	102.3%	391,000円	+11,080円	102.9%			
	300万円 (430万円)		555,890円	555,890円	+15,990円	102.9%	577,890円	+22,000円	104.0%			
48	400万円 (555.2万円)		695,020円	695,020円	+25,000円	103.6%	731,030円	+36,010円	105.2%			
34	500万円 (677.8万円)		833,890円	833,890円	+21,380円	102.6%	868,150円	+34,260円	104.1%			
16	600万円 (788.9万円)		943,030円	943,030円	+27,000円	102.9%	982,420円	+39,390円	104.2%			
13	667万円 (862万円)	統一後 限度額超	999,780円	999,780円	+25,860円	102.6%	1,040,000円	+40,220円	104.0%			
	685万円 (880万円)	改正案 限度額超	1,013,820円	1,013,820円	+26,180円	102.6%	1,040,000円	+26,180円	102.6%			
13	719万円 (914万円)	R5年 限度額超	1,040,000円	1,040,000円	0	100.0%	1,040,000円	0	100.0%			

(※) 令和5年度時点での賦課割合による保険料率

○令和4年度 国保世帯数データ一覧（所得・被保険者数別）

所得 世帯所得合計	年齢別	被保険者数別世帯数								小計		累計	
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	世帯数	割合	世帯数	割合
0円	40歳未満	436	47	38	10	3	0	0	0	534	3.77%	534	3.77%
	40歳以上	2,181	328	98	31	3	0	1	0	2,642	18.65%		
～30万	40歳未満	53	14	5	3	1	1	0	0	77	0.54%	3,253	22.96%
	40歳以上	562	137	36	12	1	2	0	0	750	5.29%		
～50万	40歳未満	44	7	9	0	1	0	0	0	61	0.43%	4,064	28.68%
	40歳以上	444	134	29	12	11	0	1	0	631	4.45%		
～70万	40歳未満	30	4	5	2	0	0	0	0	41	0.29%	4,736	33.43%
	40歳以上	387	115	20	12	0	0	0	0	534	3.77%		
～100万	40歳未満	36	0	4	2	1	2	0	0	45	0.32%	5,315	37.51%
	40歳以上	531	198	39	11	6	2	0	0	787	5.55%		
～200万	40歳未満	191	16	15	3	3	0	0	0	228	1.61%	6,330	44.68%
	40歳以上	1,757	810	118	33	10	2	1	0	2,731	19.28%		
～300万	40歳未満	101	10	11	7	0	0	0	0	129	0.91%	9,190	64.86%
	40歳以上	899	460	86	33	5	0	0	0	1,483	10.47%		
～400万	40歳未満	47	3	4	4	2	0	1	0	61	0.43%	10,734	75.76%
	40歳以上	517	261	48	25	6	0	0	0	857	6.05%		
～500万	40歳未満	39	10	4	2	1	0	0	0	56	0.40%	11,647	82.21%
	40歳以上	301	158	34	19	8	1	0	0	521	3.68%		
～600万	40歳未満	29	0	6	1	0	0	0	0	36	0.25%	12,204	86.14%
	40歳以上	208	75	16	13	6	0	0	0	318	2.24%		
～700万	40歳未満	36	2	2	1	0	0	0	0	41	0.29%	12,563	88.67%
	40歳以上	149	74	13	13	1	0	0	0	250	1.76%		
～800万	40歳未満	10	5	1	1	0	0	0	0	17	0.12%	12,830	90.56%
	40歳以上	120	41	13	11	4	0	0	0	189	1.33%		
～900万	40歳未満	5	3	2	0	0	0	0	0	10	0.07%	13,029	91.96%
	40歳以上	96	35	10	5	3	1	0	0	150	1.06%		
～1000万	40歳未満	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0.06%	13,188	93.08%
	40歳以上	68	17	4	3	2	0	0	1	95	0.67%		
1000万以上	40歳未満	25	17	8	7	1	0	0	0	58	0.41%	13,341	94.16%
	40歳以上	540	172	59	39	9	7	1	0	827	5.84%		
40歳未満	小計	1,091	138	114	43	13	3	1	0	1,403	9.90%		
	割合	7.70%	0.97%	0.80%	0.30%	0.09%	0.02%	0.01%	0.00%				
40歳以上	小計	8,760	3,015	623	272	75	15	4	1	12,765	90.10%		
	割合	61.83%	21.28%	4.40%	1.92%	0.53%	0.11%	0.03%	0.01%				
世帯数合計		9,851	3,153	737	315	88	18	5	1	14,168	100.00%		
割合		69.53%	22.25%	5.20%	2.22%	0.62%	0.13%	0.04%	0.01%				
割合累計		69.53%	91.78%	96.99%	99.21%	99.83%	99.96%	99.99%	100.00%				